

○ 労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省・労働省告示第七号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
<p>1 〔略〕</p> <p>2 金庫の子会社等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>1 〔同上〕</p> <p>2 金庫の子会社等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該金庫の関連法人等（労働金庫法施行規則第九十九条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p> <p>3 〔同上〕</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	